

**出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき
日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の
一部を改正する法律案に対する修正案 要綱**

一 難民の認定等の申請をした外国人に対する適切な配慮

難民調査官は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定の申請をした外国人に対し質問をするに当たっては、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとする。こと。（新第 61 条の 2 の 17 第 4 項関係）

二 難民の認定等を適正に行うための措置

- 1 法務大臣は、難民の認定及び補完的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の育成に努めるものとする。こと。
- 2 難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、並びに難民条約の趣旨及び内容、国際情勢に関する知識その他難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。こと。（新第 61 条の 2 の 18 関係）

三 収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保

改正後の出入国管理及び難民認定法に基づく収容に代わる監理措置及び仮放免の制度の運用に当たっては、容疑者等の人権に配慮し、判断の適正の確保に努めるとともに、監理措置決定をしない理由又は仮放免を不許可とした理由を書面により通知する場合において、その理由を容疑者等が的確に認識することができるように記載する等、手続の透明性の確保に努めるものとする。こと。（改正附則第 1 条の 2 関係）

四 その他

その他所要の規定を整理すること。